

京田辺市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成27年12月14日

京田辺市監査委員 稲川俊明

京田辺市監査委員 奥西伊佐男

平成27年度京田辺市行政監査結果報告書

1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

2 監査のテーマ

AED¹の設置及び管理状況について

3 監査の目的

AEDは、救命救急において使用される医療機器であり、一般市民でも扱えるようになったことから、本市においても公共施設への設置が進められてきた。

しかし、単に設置するだけでなく、常に、そして即時に使用できるよう日常的な点検や市民への情報提供などの管理が適切に行われていることが重要である。

公共施設への設置が一定完了した現段階での管理状況等について、監査を行い、今後の実効性のある運用に資することを目的とした。

4 監査の対象部局

安心まちづくり室及びAED設置施設等（指定管理施設も含む。）

5 監査の期間

平成27年6月25日から平成27年7月23日まで

6 監査の方法

対象部局に調査票の提出を依頼し、提出された調査票を通査するとともに、必要に応じて関係職員のヒアリングを行った。

7 監査の着眼点

（1）AEDの管理状況

- ①点検マニュアルは、作成されているか。
- ②日常点検及び保管は、適切に行われているか。

¹ AED（*Automated External Defibrillator*, 自動体外式除細動器）は、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器である。

- ③電極パッド等の消耗品の管理は、適切に行われているか。
- ④点検担当者を定めて、点検状況を記録しているか。

(2) AED使用に関する講習の受講状況

- ①職員等は、AED使用に関する講習を適切に受講しているか。

(3) 指定管理施設におけるAEDの管理等状況

- ①指定管理施設におけるAED設置及び管理は、適切に行われているか。

(4) 施設内外における設置表示及び情報提供

- ①AED設置の表示は、適切に行われているか。
- ②AED設置の情報は、適切に提供されているか。

8 監査の結果

(1) AEDの設置状況について

本市の公共施設におけるAEDの設置施設及び設置年度は、表1のとおりである。

平成16年7月に厚生労働省の考え方が示され、AEDの使用について、救急の現場に居合わせた一般市民の使用が可能と判断されたことにより、市内の公共施設では、平成19年度から設置が進められ、平成21年度まで、集中して設置された。

その後、平成23年度までに現在の44施設に設置が完了している。

AEDの設置は、主に安心まちづくり室により行われている。そのすべてが5年間のリース契約によるもので、それぞれのリース期間が満了した後は、新機種に順次更新している。

なお、天王公民館、高船農産物処理加工センター及び打田構造改善センターは消防本部が、上下水道部事務所は上下水道部が、それぞれ設置している。

また、中央体育館は、平成19年度以前から、設置されており、現在は指定管理者により設置されている。

その他、指定管理者によりAEDを設置されている公共施設で、表1の一覧に表示されていない施設がないか、確認されたい。

さらに、使用する可能性の高い体育施設（テニスコート、野球場など）への設置について検討するとともに、持ち運び用をどのように活用するかなどの対応方法を指定管理者と協議し、表示しておかれたい。

表1 AEDの設置施設及び設置年度

区分	施設数	設置年度○・更新年度◎							
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市役所庁舎	1	○						◎	
三山木福祉会館	1	○						◎	
社会福祉センター	1	○						◎	
市立保育所	4			○					◎
高齢者福祉施設	2	○						◎	
保健センター	1	○						◎	
リサイクルプラザ	1	○						◎	
市立小・中学校	12		○					◎	
市立幼稚園	8			○					◎
中央体育館	1	指定管理者による設置・更新							
中央公民館	1	○						◎	
中央図書館	1	○						◎	
住民センター	2	○						◎	
野外活動センター	1	○						◎	
新田辺駅東自転車駐車場	1				○				
三山木駅自転車駐車場	1					○			
J R 京田辺駅西自転車駐車場	1						○		
天王公民館	1			○					◎
高船農産物処理加工センター	1			○					◎
打田構造改善センター	1			○					◎
上下水道部事務所	1				○				
合 計	44								

(設置施設は、京田辺市ホームページより転載)

(2) AED設置及び点検等に係る費用について

AED設置及び点検等に係る費用については、表2のとおりである。

平成26年度のリース及び保守料合計額は2,499,924円であり、今後も年間総額は、この水準で推移するものと考えられる。

導入年度ごとの1台当たりの単価（月額）は、表3のとおりである。

導入する台数や機種により単価差があるものの、概ね1台当たりの単価（月額）4,000円程度である。

表2 AED設置及び点検等に係る費用（リース及び保守料の合計）

年 度	費 用（単位：円）			
	安心まちづくり室	消防本部	上下水道部	合 計
平成19年度	449,085	-	-	449,085
平成20年度	1,184,400	-	-	1,184,400
平成21年度	1,895,040	81,900	-	1,976,940
平成22年度	2,171,400	245,700	34,545	2,451,645
平成23年度	2,262,960	245,700	59,220	2,567,880
平成24年度	2,398,960	245,700	59,220	2,703,880
平成25年度	2,376,120	245,700	59,220	2,681,040
平成26年度	2,225,064	215,640	59,220	2,499,924

表3 導入年度ごとの1台当たり単価（月額）

導入（更新） 年度	担当課	導入（更新） 台数	リース期間	1台当たり単価 (月額)
				(単位：円)
平成19年度	安心まちづくり室	(※) 13	H19.9.1～H24.8.31	4,700（税別）
平成20年度	安心まちづくり室	12	H20.9.1～H25.8.31	4,700（税別）
平成21年度	安心まちづくり室	12	H21.9.1～H26.8.31	4,700（税別）
平成21年度	消防本部	3	H21.12.1～H26.11.30	6,500（税別）
平成22年度	安心まちづくり室	2	H22.9.1～H27.8.31	4,700（税別）
平成22年度	上下水道部	1	H22.8.10～H27.8.9	4,700（税別）
平成23年度	安心まちづくり室	1	H23.11.1～H28.10.31	6,000（税別）
平成24年度	安心まちづくり室	(※) 13	H24.9.1～H29.8.31	5,200（税込）
平成25年度	安心まちづくり室	12	H25.9.1～H30.8.31	3,885（税込）
平成26年度	安心まちづくり室	12	H26.9.1～H31.8.31	3,888（税込）
平成26年度	消防本部	3	H26.12.1～H31.11.30	4,320（税込）

(※) 平成19年度の導入台数及び平成24年度の更新台数13台のうち、1台はキャリング（持ち運び用）であり、安心まちづくり室で保管している。

(3) AEDの管理状況について

①日常点検実施状況について

AED日常点検実施状況については、表4のとおりである。

点検方法、点検記録簿様式等が記載されている点検マニュアルについては、AED導入当初、安心まちづくり室から、各施設等に通知されていた。導入から一定期間が経った現在、リース期間の満了に伴い機種は更新されているが、新たなマニュアル等は通知されていなかった。導入当初の機種と、現在の機種では性能が異なり、更新後の機種では、設置業者が遠隔監視システムによりAEDの状態を確認することができるようになっていることから、機種に合った点検方法を再確認し、管理を徹底されたい。安心まちづくり室では、市ホームページに、機種ごとの点検表などを掲載したホームページへのリンクもあることから、これを施設等に周知し、活用していただきたい。

また、AED設置予算を計上している部局と施設を管理している部局が異なることにより、管理の区分が不明確なケースが見受けられた。常にAEDが使用できるためには、日常的な管理が大変重要であることから、管理の区分を整理し、円滑に使用できるよう対処されたい。特に、学校においては、市から教育委員会を通じて各学校へ運用方法を通知するなど、改めて管理の徹底を図られたい。

さらに、指定管理者については、指定管理契約書等にAED設置や運用などの条件を明記しておかれたい。

表4 AED日常点検実施状況について

区分	設置担当課	日常点検実施状況
市役所庁舎	安心 まちづくり室	遠隔監視システムにより状態確認。
三山木福祉会館		
社会福祉センター		
市立保育所		
常磐苑		
宝生苑		職員が開所時に点検。点検簿により点検記録作成。遠隔システムにより状態確認。
保健センター		毎週、出務担当者が確認。遠隔システムにより状態確認。
リサイクルプラザ		担当者が1か月に1回程度確認。遠隔監視システムにより状態確認。
市立小・中学校		遠隔監視システムにより状態確認。
市立幼稚園		
中央体育館	指定管理者	管理担当者が毎日目視点検。所定の様式により記録し、保管。
中央公民館	安心 まちづくり室	施設管理員が、毎日点検。業務日誌に記載。遠隔監視システムにより状態確認。
中央図書館		遠隔監視システムにより状態確認。
中部住民センター		宿日直員が毎日1回点検。毎日点検簿により記録、保管。遠隔監視システムにより状態確認。
北部住民センター		遠隔監視システムにより状態確認。
野外活動センター		所長により毎日点検。遠隔監視システムにより状態確認。
新田辺駅東自転車駐車場		平成27年度更新機器において、遠隔監視システムにより状態確認予定。
三山木駅自転車駐車場		平成28年度更新機器において、遠隔監視システムにより状態確認予定。
J R 京田辺駅西自転車駐車場		
天王公民館	消防本部	遠隔監視システムにより状態確認。
高船農産物処理加工センター		
打田構造改善センター		
上下水道部事務所	上下水道部	平成27年度更新機器において、遠隔監視システムにより状態確認予定。

②消耗品の管理状況について

AED消耗品管理状況については、表5のとおりである。

本市が設置しているAEDは、すべて保守付きリース契約により導入されていることから、電極パッド等の消耗品については、保守に含まれており、設置業者の管理となっている。このことから、各施設においては、設置業者から郵送される消耗品を期限内に適切に交換されたい。

なお、宝生苑、保健センター、リサイクルプラザ、中央体育館及び野外活動センターは、設置業者による遠隔監視の作動確認に加えて、施設の担当者等が目視での確認も併せて実施している。

表5 AED消耗品管理状況について

区分	消耗品管理状況
市役所庁舎	保守に含む。設置業者が確認
三山木福祉会館	
社会福祉センター	
市立保育所	
常磐苑	
宝生苑	保守に含む。設置業者が確認。点検時に目視にて確認。
保健センター	保守に含む。設置業者が確認。毎週、休日診出務担当者が確認。
リサイクルプラザ	保守に含む。設置業者が確認。職員が1か月に1回確認。
市立小・中学校	保守に含む。設置業者が確認
市立幼稚園	
中央体育館	保守に含む。設置業者が確認。管理担当者及び職員が点検。
中央公民館	保守に含む。設置業者が確認
中央図書館	
中部住民センター	
北部住民センター	
野外活動センター	保守に含む。設置業者が確認。所長が週に1回程度確認。
新田辺駅東自転車駐車場	保守に含む。設置業者が確認
三山木駅自転車駐車場	
JR京田辺駅西自転車駐車場	
天王公民館	
高船農産物処理加工センター	
打田構造改善センター	
上下水道部事務所	

(4) 講習等の実施及び受講状況について

AEDの使用に関する講習については、消防本部が実施する普通救命講習等に含まれており、定期的に実施されている。

しかし、AED設置施設職員向けの講習は、導入当初に実施されたが、その後は定期的には実施されていなかった。人事異動等により施設の職員は交代すること、最新のガイドラインによる講習受講が望ましいことなどから、施設の職員は誰でもいつでも使用できる態勢を取るため、年度当初に講習を受けるのが望ましい。

今回の監査後、消防本部において講習計画が策定され施設職員対象の講習会が開催されている。また、上下水道部においても、設置業者による講習会を実施された。

さらに、三山木福祉会館においては、施設の職員及び施設利用者も対象に、講習を実施された。

このような取組みは、実効性があり大変重要であると考えられるため、今後も継続して取り組んでいただきたい。

(5) AEDの設置表示、周知及び広報について

AED設置表示については、表6のとおりである。

AEDの設置表示については、正面玄関にステッカーを貼り付けていた施設が多かった。また、設置場所は、玄関付近に設置している施設が多かった。

しかし、施設外にポスター等を掲示している施設は少なく、建物の中に入ったことのある施設利用者以外にとっては、AED設置の周知が十分でないと考えられる。

今回の監査後、安心まちづくり室でステッカーを作成されたので、各施設は、どこに設置表示すれば施設利用者以外にもわかりやすいかを、施設ごとに検証し、より多くの方に、AED設置場所を知ってもらうよう、さらに周知に努めていただきたい。

また、市ホームページにAED設置場所を掲載しているが、トップページからの階層が深いため、緊急時には探しにくく、通常時は目にとまらないと考えられるため、どのように掲載すれば、よりわかりやすく周知できるか、工夫していただきたい。

表6 AED設置表示について

区分	AED設置表示（監査時）
市役所庁舎	表示を行っていない。設置表示されたAED収納器を設置。
三山木福祉会館	施設内に、ポスター等掲示
社会福祉センター	
市立保育所	施設内に、ポスター等掲示 ※一部、保育所移転時にステッカーの移設ができなかった。
常磐苑	
宝生苑	施設内に、ポスター等掲示
保健センター	
リサイクルプラザ	表示を行っていない。設置表示されたAED収納器を設置。
市立小・中学校	
市立幼稚園	施設内に、ポスター等掲示
中央体育館	施設外、施設内にポスター等掲示
中央公民館	施設内に、ポスター等掲示
中央図書館	設置表示されたAED収納器を玄関ロビーに設置。
中部住民センター	施設内に、ポスター等掲示
北部住民センター	
野外活動センター	施設外に、ポスター等掲示
新田辺駅東自転車駐車場	
三山木駅自転車駐車場	表示を行っていない。設置表示されたAED収納器を設置。
J R 京田辺駅西自転車駐車場	
天王公民館	
高船農産物処理加工センター	施設外に、ポスター等掲示
打田構造改善センター	
上下水道部事務所	表示を行っていない。設置表示されたAED収納器を設置。

9 むすび

今回は、今後の実効性のある遂行に資することを目的とし、AEDの設置及び管理状況をテーマに横断的な行政監査を実施した結果、概ね適切に運用されていたが、さらに有効に活用するため、今後より一層の取組を期待している。

まず、予算を計上し、AEDを設置した部局と、実際に置いている施設との間で、管理の区分が明確でない場合が一部見受けられたため、今回の監査をきっかけとして、管理区分を再確認し、適切に運用していただきたい。

また、特に、AED設置施設の職員は、定期的に講習を受講して、緊急時に対応できるよう備えるとともに、施設を継続して利用する市民にも、講習を案内し、受講の機会を増やすなど、より多くの利用者も含め適切にAEDを使えるよう取り組まれたい。

さらに、持ち運び用のAEDを所有している部局は、区・自治会等の行事への貸出を行うなど、所有しているAEDを有効に活用する体制を検討されたい。

その他、AEDの利用方法、救命の手順などを、いつでも携行できるカードに記載して、職員をはじめ広く市民に配布するなど、緊急時に落ち着いてAEDを使用できるような新たな取組みを検討されたい。

日本救急医療財団のホームページでは、AEDを設置している施設が一覧で検索できるようになっている。掲載されている京田辺市内の施設へは、市から一般開放の協力を要請し、ステッカーの配付・普通救命講習受講の案内など、公共施設だけでなく市内に設置されているAEDの効果的な活用を検討されたい。

以上、平成27年度京田辺市行政監査結果報告を踏まえ、市民がさらに安心して暮らせるよう、一歩進んだAEDの適切な運用に取り組まれることを望むものである。